

医療的ケア児を地域で支援するための協議の場の設置状況について

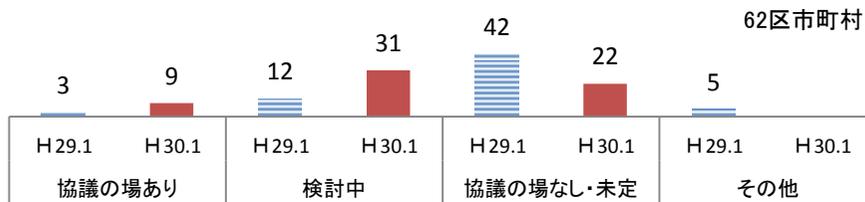
1 協議の場の設置状況（平成30年1月1日現在）

(単位:箇所)

協議の場の設置	特別区	多摩地域	島しょ地域	計
あり	3 (3)	3 (-)	3 (-)	9 (3)
検討中	18 (12)	13 (-)	— (-)	31 (12)
なし（未定を含む）	2 (5)	14 (29)	6 (8)	22 (42)
その他 個別事例での連携会議等	— (3)	— (1)	— (1)	0 (5)
合計	23 (23)	30 (30)	9 (9)	62 (62)

(平成30年1月実施厚生労働省調査。括弧内は平成29年1月1日時点)

協議の場の設置状況(H29、H30)



2 医療的ケア児支援の取組状況（平成30年1月1日現在）

(単位:箇所)

支援の取組状況	特別区	多摩地域	島しょ地域	計
あり	17 (18)	9 (2)	1 (-)	27 (20)
なし	6 (5)	21 (28)	8 (9)	35 (42)
合計	23 (23)	30 (30)	9 (9)	62 (62)

(平成30年1月実施厚生労働省調査。括弧内は平成29年1月1日時点)

取組例

★療育支援ネットワーク会議

行政（障害福祉、子ども家庭・保育・子ども家庭、教育、保健）等

★医療的ケア連携協議会

医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院、研究機関、訪問看護、基幹相談支援センター、通所施設、行政（障害福祉、保健、地域医療、保育、教育等）

★医療的ケアを要する者(児)を支援する医療職連絡会(仮称)

区立通所施設及び民間通所施設の医療職、都立学校医療職、訪問看護、放デイ、地域医療機関医師、行政（保健・子育て・障害）等

★自立支援協議会 子ども部会

行政、教育、医療機関(療育、精神分野)、相談支援事業所、支援団体、児童発達支援センター、放デイ(重心、知的、身体・知的)等

★自立支援協議会「医療的ケアを必要とする重度障害児・者の地域生活WG」

医師会、学識経験者、障害福祉サービス事業所、障害者団体、当事者家族、訪問看護、保健所、相談支援事業所、保育園、発達センター、健康推進課

取組例

★居宅訪問型保育事業（医療的ケアが必要な乳幼児の居宅において保育を行う）

★短期入所事業者に対し、看護師の person 費相当分の一部を補助。

★「医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック」の配布

★医療的ケア児への相談支援が未経験の相談支援事業所に対し、実務経験が豊富な事業所がサービス等利用計画作成のバックアップを行う。

★放デイ設置促進のための開設費用の助成及び看護師確保等に係る経費を助成。

★区立保育園で医療的ケア児（たんの吸引・経管栄養・導尿）を受け入れ。

★NICU からの一時入院やレスパイトのための後方支援体制を整備。

★学校における非常勤看護師の person 費を補助。

★医療的ケア児の受入を行う学童クラブに看護師を配置。